

第2次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見に対する整理(抜粋) (男女共同参画基本計画の見直しの検討結果を踏まえて必要な記述を行うもの)

これらの要望事項にあつては、5月下旬～6月上旬頃を目途に、男女共同参画会議の計画策定専門調査会において取りまとめられる「基本的な考え方(素案)」(以下「素案」という。)を踏まえて、検討することとする。

素案に反映されたものは、これを踏まえて、基本計画策定・推進専門委員等会議において、犯罪被害者等施策として新たな犯罪被害者等基本計画にどのように盛り込むかについて検討する。また、素案作成に当たり、検討されなかったものについては、基本計画策定・推進専門委員等会議において検討する。

※「関係省庁」欄は、建制順に並べており、最初に記載されている省庁が当該要望の取りまとめ省庁を表すものではない。

第1 損害回復・経済的支援等への取組

| 要望番号 | 要望事項 | 関連する主な現行施策 | 整理案 | 関係省庁 | 備考 |
|------|---|------------|-----|------------------------------|--|
| 60 | <p>【性犯罪被害者の医療費の公費負担】 被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等の費用について、全国一律に立件の有無に関わらず、警察に相談があれば、公費で負担する。また、各都道府県の運用状況について調査、公表してほしい。仮に都道府県単位では費用負担が困難な場合には、国が負担して制度を整えるべきである。</p> <p>性犯罪・性暴力に遭いながらも、警察に相談すらできない被害者は多い。警察に相談しなくても、医療機関や支援センターにおいて、医療費の負担軽減が受けられるようにしてほしい。これらについて、上限なしの実費、被害者の帰責性は問わないこととしてほしい。精神疾患についても、病名を限定せず、後遺症全般を対象としてほしい。</p> | 17 | B | 内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |

第2 精神的・身体的被害の回復・防止の取組

| 要望番号 | 要望事項 | 関連する主な現行施策 | 整理案 | 関係省庁 | 備考 |
|------|---|---|-----|---|--|
| 89 | <p>【警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実】</p> <p>都道府県によって警察におけるカウンセリング制度の運用に差があり、制度を利用できない性犯罪被害者がある。全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担を軽減するものとなるよう改善してほしい。また、各都道府県の運用状況について、調査・公表してほしい。</p> <p>なお、警察で二次被害を受けることもあるため、警察での対応には限界があることを認識しておく必要がある。性犯罪被害者自身が、警察の内外を問わず、最適な手段方法を選択できるようなサービスを提供するべきである。</p> | 46 153 | B | (前段) 警察庁 (後段) 内閣府 (犯被、男女) 文科省 厚労省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 90 | <p>【性犯罪被害者のニーズの把握】</p> <p>性犯罪被害に伴う精神疾患に関する正確な知識について各機関の窓口担当者が熟知し、適切に性犯罪被害者のニーズを把握する必要がある。</p> | 46 48 49 91 94 143 144 145 146 147 | B | 内閣府 (犯被、男女) 警察庁 法務省 文科省 厚労省 国交省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 91 | <p>【性犯罪被害者に対応できる知識と技術を持った人材を育成するための研修】</p> <p>性犯罪被害者に対応できる知識と技術をもった人材を育成するための研修を公費で実施してほしい。また、民間で養成講座を開催している機関に対して、公費助成してほしい。社会福祉士、精神保健福祉士、裁判官、弁護士、教員、裁判員、矯正施設職員、保護観察官、保護司等にも研修を受けてもらう。研修のカリキュラムの中には、必ず犯罪に遭った方の講演等を入れる。</p> | 46 48 49 91～99 128 140 143 145 146 147 152 179 185 186 196 197 198 199 204 206 | B | 内閣府 (犯被、男女) 警察庁 法務省 文科省 厚労省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 なお、警察においては、捜査員に対し、警察学校等において性犯罪捜査に関する研修を実施している。 また、裁判所は行政機関ではないため、裁判官等に対する研修について基本計画に盛り込むことは困難である。 |

| 要望番号 | 要望事項 | 関連する主な現行施策 | 整理案 | 関係省庁 | 備考 |
|------|---|--|-----|------------------------------|--|
| 92 | 【緊急避妊の方法等に関する情報提供】 性犯罪被害者が緊急避妊の方法等に関する情報を得やすいよう、様々な機関・媒体を通じて、情報提供を図ってほしい。性教育の中で、性被害に遭ったらどうするかについて伝えることが必要であることから、学校教育の中に取り入れてほしい。 | 47 144 | B | 内閣府 (男女) 文科省 厚労省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 93 | 【医療機関における性犯罪被害者に対する対応の体制の整備】 医療機関として、性犯罪・性暴力・女性に対する暴力について取り組むよう厚生労働省より通達を出してほしい。性犯罪・性暴力・女性に対する暴力について、医療従事者の意識が高まるよう国家試験問題の項目に含めてほしい。被害者へのケアを医療加算とし、これに取り組んでいる医療機関に適切な収入が入るようにしてほしい。被害者へのケアが適切に行われず、長期化・重症化すれば医療費はさらにかかるので初期対応を充実させてほしい。病院機能評価で、性暴力被害者への対応の充実が評価されるようにしてほしい。 | 48 145 | B | 内閣府 (男女) 厚労省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 94 | 【医療従事者を対象とした性犯罪・性暴力被害者対応に関する研修】 性犯罪・性暴力被害者の心身の早期回復のためには、被害者に関する専門的知識と技術を有する医療従事者が、被害者の意思を尊重しつつ、適切に対応することが必要である。このため、教育課程を含め、医師・看護師等を対象とした被害者対応に関する専門研修を各地で開催するなど国として対応してほしい。また、適切なケアが行えるようSANE(性暴力被害者支援看護職)を増やしてほしい。 | 37 48 49 145 146 | B | 内閣府 (男女) 文科省 厚労省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 95 | 【急性期対応に積極的な医療機関の増設】 性暴力被害者に対する支援として、被害直後からの急性期対応に積極的な医療機関を増設してほしい。また、性暴力被害に理解のある専門性を有する病院を設置促進し、地域差をなくしてほしい。 | 48 145 | B | 内閣府 (男女) 厚労省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 98 | 【ワンストップ支援センターの設置促進】 ワンストップ支援センターを人口20万人につき1か所、少なくとも都道府県に1か所設置してほしい。 被害者支援について実績のある民間団体への委託・協働を行い、民間団体に対する国や地方公共団体からの財政的支援を充実してほしい。また、定期的な研修、そのためのガイドブック及び支援員が二次被害を与えないためのガイドラインの作成も必須である。 民間の支援員育成のために予算措置してほしい。支援員には、社会的性差を知り、それに配慮した支援が求められる。ワンストップ支援センターは、ジェンダー視点を持つ組織とすることも大切なので手引きの中にジェンダーの項目を必ず入れてほしい。 厚生労働省は、ワンストップ支援センター設置に協力できる病院リストを作成し、犯罪被害者支援団体等から問合せがあった場合には、情報を提供できる体制を整備してほしい。 | 50 51 52 53 148 149 150 151 | B | 内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |

| 要望番号 | 要望事項 | 関連する主な現行施策 | 整理案 | 関係省庁 | 備考 |
|------|---|---|-----|-------------------------------------|--|
| 99 | 【性暴力対応のための多職種連携体制づくり及び人材育成】 ワンストップ支援センターというハードがなくても、地域の専門家がつながってネットワークを築くことは可能である。多職種の専門家のチームを地域ごとに養成する必要がある。 | 50 51 52 53 148 149 150 151 | B | 内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 100 | 【性暴力被害支援に係る医療・福祉・司法の連携】 性暴力被害の支援においては、医療・福祉・司法の連携が重要である。モデル事業として実施し、取り組んでほしい。 | 50 51 52 53 148 149 150 151 | B | 内閣府 (犯被、男女) 警察庁 法務省 厚労省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 101 | 【性暴力被害者等を対象とした中長期にわたる支援の実施】 DV・性暴力被害者や子どもを対象とした中長期にわたる支援ができる「性暴力被害者回復支援センター(仮称)」を設置してほしい。運営に当たっては、支援実績のある民間支援団体等に委託又は協働してほしい。また、子どもの性虐待支援専門家を育成してほしい。 | 50 51 52 53 148 149 150 151 | B | 内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 102 | 【ワンストップ支援センターの周知徹底】 関係省庁において、産婦人科病院や医療関係者、あるいは児童相談所や養護教諭等に対して、ワンストップ支援センターの電話番号やサポート内容について周知徹底してほしい。 また、内閣府による国民に対するワンストップ支援センターに関する広報啓発が足りない。 | 50 51 52 53 148 149 150 151 | B | 内閣府 (犯被、男女) 警察庁 文科省 厚労省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 103 | 【病院拠点型のワンストップ支援センターの設置促進】 病院拠点型のワンストップ支援センターを早期に設置する必要がある。女性総合医療機関や産婦人科のある病院内に、または隣接して設置することを実現してほしい。また、支援のコーディネートを担うことのできる高い資質と専門性を持った支援員を養成・育成してほしい。支援員・コーディネーター・マネジメントスタッフを養成するための予算を措置してほしい。 | 50 51 52 148 149 150 152 196 | B | 内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |

| 要望番号 | 要望事項 | 関連する主な現行施策 | 整理案 | 関係省庁 | 備考 |
|------|---|---|-----|------------------------------|--|
| 104 | 【犯罪被害者支援連携拠点病院の指定等】 性犯罪・性暴力被害者や児童を始めとする被害者に対する診療等について、地域における連携協力体制を確保するため、犯罪被害者支援連携拠点病院を指定するなど、医療体制の整備を図る。拠点病院にあつては、相談機能も担うとともに、診療従事者に係る要件を設けるなどした上で、診療報酬を加算する。 | 50 51 52 148 149 150 152 196 | B | 内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 105 | 【被害者対応が可能な複数の病院によるネットワークづくり】 ワンストップ支援センターにあつては、病院拠点型として1箇所に集約するのではなく、被害者対応が可能な複数の病院によるネットワークづくりが望ましい。 | 50 51 52 53 148 149 150 151 | B | 内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 106 | 【ワンストップ支援センターに対する財政的支援】 ワンストップ支援センターが継続的かつ安定的に運営されることで被害者支援等が一層進むよう、通常より時間や配慮を要する被害者の診療に係る報酬体系の見直し、証拠物採取・保管に係る経費負担など国における必要な財政支援措置を図ってほしい。また、医療行為が不規則かつ夜間等に集中し、責任が重く、対応者のストレスが大きいことに鑑み、機能評価係数を増加してほしい。 | 52 104 150 | B | 内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 108 | 【医療機能情報提供制度に係る情報の収集・整理】 医療機能情報提供制度において、登録内容として、ワンストップ支援センターの病院施設内の設置の有無に関する十分な情報の収集や整理が行われていない。性犯罪被害者に対するワンストップ支援について、性犯罪被害者や性犯罪被害者支援に携わる者から問合せがあつた場合には、適切に情報を提供できる体制を整備してほしい。 | 52 53 150 151 | B | 内閣府 (男女) 厚労省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 109 | 【ワンストップ支援センターに係る苦情相談窓口の設置】 ワンストップ支援センターを利用した性暴力被害者等からの苦情相談窓口を設け、センターのより適正な運営につなげてほしい。 | 50 51 52 53 148 149 150 151 | B | 内閣府 (犯被、男女) 警察庁 厚労省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |

| 要望番号 | 要望事項 | 関連する主な現行施策 | 整理案 | 関係省庁 | 備考 |
|------|--|------------|-----|----------------------------------|---|
| 138 | 【配偶者等からの暴力の被害者の安全確保】 保護命令制度について、制度の簡素化・迅速化を図ってほしい。また、違反時の取締りを徹底してほしい。 | 80 | B | 内閣府 (男女) 警察庁 法務省 厚労省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、DV被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 139 | 【緊急保護命令制度の導入等】 配偶者等からの暴力に関して、緊急保護命令制度の導入を検討してほしい。保護命令の重要性に対する認識、発令件数の地域格差を埋めるよう関係機関の研修を実施してほしい。 | 80 | B | 内閣府 (男女) 警察庁 法務省 厚労省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、DV被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 140 | 【配偶者の同意なしによる妊娠中絶】 DV被害者の妊娠について、配偶者の同意なく妊娠中絶ができる運用を推進し、その旨の法改正を検討する。 | | B | 内閣府 (男女) 厚労省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、DV被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |

第4 支援等のための体制整備への取組

| 要望番号 | 要望事項 | 関連する主な現行施策 | 整理案 | 関係省庁 | 備考 |
|------|---|------------|-----|--|--|
| 225 | 【地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進】 男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリングなど地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組を促進するとともに、各都道府県の取組状況や好事例について調査・公表してほしい。また、男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等を行うカウンセラーの養成、研修、スーパービジョン等を実施する。 | 143 | B | 内閣府 (男女) | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 229 | 【警察等とアドボケーターとの連携による性暴力被害者支援】 警察や検察とアドボケーターの連携による性暴力被害者支援を実施してほしい。 | 153 161 | B | 内閣府 (男女) 警察庁 法務省 | 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 241 | 【警察と民間機関との連携による安全確保】 ストーカー被害者が告訴や避難を躊躇した場合等には、被害者心理に詳しい女性のための民間相談機関を紹介するなど、警察と民間機関との連携による安全確保の取組を行うべきである。 | 159 | B | 内閣府 (男女) 警察庁 | ストーカーに係る被害者支援の取組等については、関係省庁からなる会議等の場で検討されていることから、その検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 242 | 【ストーカー行為等の規制等に関する提言の速やかな実現】 ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会から出された「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書」の提言を速やかに実行してほしい。 | 159 | B | 内閣府 (犯被、男女) 警察庁 総務省 法務省 文科省 厚労省 国交省 | ストーカーに係る被害者支援の取組等については、関係省庁からなる会議等の場で検討されていることから、その検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 272 | 【交際相手からの暴力に関する調査】 交際相手からの暴力について、交際相手は異性とは限らない。交際関係を男女間に限定する必要はなく、同性間についても調査を実施すべきである。調査票では、具体的な言動を例示し、何が「暴力」に当たるのかの定義を回答者と共有する必要がある。 | 193 | B | 内閣府 (男女) | 男女共同参画基本計画の見直しの中での検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 273 | 【性暴力被害の実態把握等】 性暴力被害は、女性のみならず、男性も被害に遭っている。そこで、実態の把握を行い、社会への周知と理解を促進し、支援制度の整備を行うことが必須である。男性被害を含め「性暴力被害者の実態把握に努めること」を基本計画に盛り込んでほしい。 | 194 | B | 内閣府 (男女) | 男女共同参画基本計画の見直しの中での検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |

| 要望番号 | 要望事項 | 関連する主な 現行施策 | 整理案 | 関係省庁 | 備考 |
|------|--|----------------|-----|-------------|--|
| 274 | <p>【性暴力被害に係る経済的損失に関する研究調査】 性暴力被害は心身に大きなダメージを与え、学校に行けなくなる、仕事ができなくなる、家庭を運営できなくなるなど、個人にとっても社会にとっても、大きな損失になっている。その損失が経済的にどれだけマイナスとなるのかを明らかにすることが重要である。金銭のみでは回復しないが、被害者の回復と支援のためにはお金が必要であり、被害者支援を行うことが結果的に社会にとってプラスであることを調査によって証明してほしい。</p> | 194 | B | 内閣府 (男女) | 男女共同参画基本計画の見直しの中での検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |
| 275 | <p>【性暴力被害に関する調査研究】 性暴力被害の実態について、定期的に調査を行い、被害者の心理や行動について啓発する資料としたり、必要な支援を把握するものとして活用する。調査に当たっては、二次被害を与えないよう配慮しつつ実施する。</p> | 194 | B | 内閣府 (男女) | 男女共同参画基本計画の見直しの中での検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 |